

令和2年3月31日

各位

## 新型コロナウイルスの影響による業務形態の変更に関して

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

先日3月28日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。

また、令和2年3月26日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告されました。

つきまして、当社においても上記方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に掲げられている（3）まん延防止の⑩記載の内容に合わせ、当面の間はテレワーク／テレビ会議の利用を推奨することを決定致しました。

### 記

#### 1. 対象期間

4月1日～4月31日

※新型コロナウイルスの状況を鑑みて短縮、延期可能性あり。

#### 2. 対応内容

テレワーク／テレビ会議の推奨

※具体的内容については別途ご連絡致します。

参考資料：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614803.pdf>

小野システムズ合同会社

代表 小野 遼

<https://onosystems.tech>